

不特許事由に関する各国の法令、審査基準の比較

	欧州	中国	韓国
法令	<p>第 53 条 特許性の例外 欧州特許は、次のものについては、付与されない。</p> <p>(a) その商業的利用が公の秩序又は善良の風俗に反する虞のある発明。その利用が、一部又は全部の締約国において法律又は規則によって禁止されているという理由のみでは公の秩序又は善良の風俗に反しているとはみなされない。</p> <p>(b) (略)</p> <p>(c) (略)</p> <p>この規定は、これらの方法の何れかで使用するための生産物、特に物質又は組成物には適用しない。</p> <p>施行規則 28 特許性の例外 第 53 条(a)に基づき、欧州特許は、特に次に関する生物工学的発明には付与されないものとする。</p> <p>(a) ヒトをクローン化する方法</p>	<p>第五条 法律と公序良俗に違反したり、公共利益を妨害したりする発明創造に対しては、特許権を付与しない。</p> <p>法律と行政法規の規定に違反して遺伝資源を獲得し、または利用し、当該遺伝資源に依存して完成したりした発明創造に対しては、特許権を付与しない。</p> <p>実施細則第十条 専利法第五条に言う国の法律に違反する発明創造には、その実施のみが法律に禁止される発明創造を含まない。</p>	<p>第 32 条(特許を受けることができない発明) 公共の秩序又は善良な風俗を紊乱させたり公衆の衛生を害するおそれがある発明に対しては、第 29 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず特許を受けることができない。</p>

	欧州	中国	韓国
	<p>(b) ヒトに係る生殖細胞系の遺伝子的同一性を変更する方法</p> <p>(c) 工業目的又は商業目的でのヒトの胚の使用</p> <p>(d) 動物の遺伝子的同一性を変更する方法であって、ヒト又は動物に対する医学上の実質的な利益がなく、その動物に苦痛をもたらす虞があるもの、及びまた、当該方法から生じる動物</p>		
審査基準の内容	<p>G部 特許性 第II章 発明</p> <p>4. 特許性の除外 4.1 「公の秩序」又は道徳に反する事項</p> <p>商業的实施が「公の秩序」又は道徳に反することになる発明は、特許性が特に除外されている。この目的は、暴動若しくは公衆の騒乱を誘発するおそれがあり、又は犯罪若しくは他の概して犯罪的な行動に通じる虞がある発明の保護を否定することにある(F-II, 7.2 も参照)。この明らかな例として対人地雷がある。この規定は、まれ</p>	<p>第二部 実体審査 第一章 専利権を付与しない出願</p> <p>1. 序文</p> <p>発明創造に対する専利権の付与は、その応用の推進、革新力の高度化、わが国の科学技術の進歩と経済社会の発展の促進に利しななければならない。…専利法5条では、法律、社会道徳に違反し又は公共利益に反する発明創造に対しては専利権を付与しないこと、法律、行政法規の規定に違反して遺伝資源を獲得又は利用し、そして当該遺伝資源に依存して完成された発明創造に対しては専利権を付与し</p>	<p>第3部 特許要件 第6章 不特許発明等</p> <p>1. 関連規定</p> <p>特許法第32条(特許を受けることができない発明) 公共の秩序又は善良な風俗を乱したり、公衆の衛生を害するおそれがある発明については、第29条第1項及び第2項の規定にかかわらず、特許を受けることができない。</p> <p>2. 特許法第32条の趣旨</p> <p>本条は、公益のための不特許対象を規定</p>

欧州	中国	韓国
<p>で極端な場合にのみ適用される可能性が高い¹。この規定を適用する公正な基準は、特許権の付与を想像できないほど一般公衆がその発明を嫌悪すべきものだと考える可能性が高いかどうかを考慮することである。これに該当することが明らかであれば、第 53 条(a)により拒絶理由を提起すべきであり、そうでなければ提起すべきではない。単なる発明が濫用された可能性だけでは、その発明を「公の秩序」及び道徳を侵害しない方法によっても実施できる場合には、欧州特許条約第 53 条(a)に基づく特許による保護を拒絶するには十分ではない(T 866/01 参照)。これに関して難しい法的問題が生じた場合は、C-VIII, 7 参照。</p> <p>クレームがこの除外される主題に部分的に関係することが明らかになった場合は、規則 63 の部分的欧州調査報告書又は補充的欧州調査報告書が作成されることがある(B-VIII, 1, 3.1 及び 3.2 参照)。この</p>	<p>ないと規定している。…</p> <p>3. 専利法 5 条に基づき専利権を付与しない発明創造</p> <p>専利法 5 条 1 項によると、発明創造の公開、実施、製造が法律及び公序良俗に違反し、又は公共利益に反する場合には、専利権を付与しない。専利法 5 条 2 項によると、法律と行政法規の規定に違反して遺伝資源を獲得し、又は利用し、当該遺伝資源に依存して完成したりした発明創造に対しては、専利権を付与しない。</p> <p>法律、行政法規、社会道徳そして公共利益の含意は広く、時期や地区などによって変わるものである。時には新法や行政法規の公布・実施、若しくは従来 of 法令や行政法規の改正、廃止に伴い、ある規制の増加又は緩和もあるため、審査官は専利法 5 条に依拠して審査する際は特に注意すべきある。</p> <p>3.1 専利法 5 条 1 項に基づき専利権を付与しない発明創造</p>	<p>した条文であり、「公共の秩序又は善良な風俗を乱したり、公衆の衛生を害するおそれがある発明」は、特許法第 29 条の規定により特許要件を備えた発明であっても特許を受けることができないということを明らかにし、そのような発明を列挙した規定である。本条に該当する発明は、法第 29 条の特許要件を備えているか否かを確認するまでもなく、本条違反により拒絶決定する。</p> <p>3. 特許を受けることができない発明</p> <p>3.1 公序良俗を乱す発明</p> <p>公共の秩序、善良な風俗を乱す発明、すなわち、公序良俗を乱す発明が不特許事由となっている。一般的に、両者を区別せずに使用しているが、より明確に区別するならば、「公共の秩序」は国家社会の一般的利益を意味し、「善良な風俗」は社会の一般的、道徳的観念を示しているといえるであろう。</p>

¹ 訳文の表現を修正した。

欧州	中国	韓国
<p>場合には、規則 63(1)の要請(B-VIII, 3.2 参照)又は規則 70a の調査報告書に添えられた見解書(B-XI, 8 参照)に対する答弁により、出願人が適切な補正及び／又は説得力のある論拠を提示しないならば、規則 63(3)に基づく拒絶理由も提起される(H-II, 5 参照)。</p> <p>4.1.1 禁止事項</p> <p>実施は、それが一部若しくは全部の締約国における法律又は規制によって禁止されていることのみを理由として、「公の秩序」又は道徳に反するものとみなされない。この理由の1は、製品が、その用途が禁止されていない締約国向け輸出用に、欧州特許に基づき、なお製造することができるからである。</p> <p>4.1.2 犯罪的及び非犯罪的用途</p> <p>発明に犯罪的な用途及び非犯罪的用途のいずれもがある出願には、特に注意すべきである。たとえば、錠のかかった金庫をこじ開ける方法は、強盗が使用すれば犯罪</p>	<p>3.1.1 法律に違反する発明創造</p> <p>法律とは、全国人民代表大会または全国人民代表大会常務委員会が立法プロセスに基づいて制定・公布する法律を指す。行政法規や規則を含めない。</p> <p>発明創造が法律に違反している場合、専利権を付与することができない。例えば、賭博用装置、機械又は道具、麻薬吸飲用器具、国家貨幣、手形、公式文書、証明書、印鑑、文化財などを偽造する装置はすべて法律に違反している発明創造に該当しており、専利権を付与しない。発明創造が法律に違背していないが、濫用されたため違法となるものは、これに該当しない。例えば、医療用の各種毒薬や麻酔薬、鎮静剤、覚醒剤および娯楽用の駒、カードなど。</p> <p>専利法実施細則第10条には、専利法第5条に言う国家法律に違反する発明創造には、その実施のみが国家法律によって禁止されている発明創造を含まないと規定している。これは、発明創造対象製品の生産、販売又は使用だけが法令で制限される或いは規制される場合、当該製品自体とその製造方法は、法律に違反</p>	<p>このように公序良俗を乱すものについて特許を許与してはならないということは、特許法の目的を考慮せずとも社会通念上当然のことである。</p> <p>本規定に該当するものは、当該発明が本来公序良俗を乱す目的を有する場合のみならず、当該発明の公開又は使用が公序良俗に反する場合も含むというべきであろう。</p> <p>しかし、当該発明の本来の目的以外に不当に使用した結果、公序良俗を乱す場合までをいうものではないとみるべきであろう。例えば、当該発明に係る器具(ビンゴ)が、純粋な娯楽用として提供されることを目的としたものであり、賭博行為その他の不正行為用として提供することを目的としたものでないことが明細書の記載内容上明らかであり、また、当該発明の内容に照らして当該装置を純粋な娯楽用として提供し、不正行為用として提供しないということが可能であると認められる</p>

欧州	中国	韓国
<p>的であるが、緊急時に錠前師が使用すれば非犯罪的である。この場合は、第 53 条(a)による拒絶理由の提起はなされない。同様に、クレームされた発明では、改良された精密な複製機能の特徴とする複写装置を特定しており、この装置の実施態様の 1 に(クレームされていないが、当該技術の熟練者には明白な)更なる機能を含む可能性があり、その唯一の目的が真正銀行券の安全線とほとんど見分けがつかない銀行券の安全線の複製を可能とする場合は、クレームされた装置は偽造通貨を製造する実施態様を含むおそれがあり、これは第 53 条(a)に該当するものとみなされる。ただし、その複写装置の改良された特性は多くの許容される目的で使用される可能性があるため、クレームされた複写装置の特許性を除外する理由は存在しない(G 1/98, 理由 3.3.3 参照)。ただし、出願が「公の秩序」又は道徳に反する使用について明確に言及している場合には、規則 48(1)(a)に基づき、この言及を削除すべきである。</p>	<p>した発明創造に該当しないという意味である。例えば、国防用の各種武器の生産、販売又は使用が法令で制限されているが、こうした武器自体とその製造の方法は依然、専利による保護を与えられる客体となる。</p> <p>3.1.2 社会道徳に違反する発明創造</p> <p>公序良俗とは、公衆が普遍的に正当なものと認め、そして受け入れられるような倫理・道徳観および行動基準を指す。一定の文化的背景をベースとしたその含意は、時間の経過および社会の進歩に基づいて絶えず変化していき、また地域によっても異なる。中国専利法に言う公序良俗は中国国内に限ったものである。</p> <p>公序良俗に違反した発明創造に対しては専利権を付与することができない。例えば、暴力・虐殺又は淫猥な図又は写真を伴う意匠、医療目的外の人工器官又はその代用品、人間と動物の交配方法、人間の生殖系遺伝子の同一性を改変する方法又は生殖系遺伝子の同一性が改変された人間、クローン人間或いは人間のクローン方法、人胚胎の工業又は商業目</p>	<p>場合には、当該装置が不正行為の用途に提供されることが可能であるという理由のみで公序良俗を乱すおそれがあるとはできない。</p> <p>3.2 公衆衛生を害するおそれがある発明</p> <p>公衆衛生を害するおそれがある発明でも、公序良俗を乱すおそれがある発明の場合と同一に取り扱われ、これに該当するかどうかの判断も、前述した公序良俗を乱す場合に準じて考慮すべきであろう。</p> <p>当該発明が製造方法である場合、その方法自体が公衆衛生を害するおそれがあるかどうかを判断しなければならないのみならず、その製造方法の目的生成物が公衆衛生を害するおそれがあるかどうかについても考慮しなければならない。当該発明の方法によって得られた物が、学術書で有害であるとされている場合であっても、福祉部が薬事法に基づいて製造を許可している場合には、当該学術書の記載によって公衆衛生を害するおそれがあるものに該</p>

欧州	中国	韓国
<p>4.1.3 経済的効果</p> <p>欧州特許庁は、特定の技術分野における特許付与の経済的効果を考慮する権限、及び特許可能な主題の分野を相応に制限する権限を与えられていない(G 1/98,理由 3.9 及び T 1213/05 参照)。第 53 条(a)に基づく除外規定を適用する基準は、発明の商業的实施が「公の秩序」又は道徳に反するか否かである。</p> <p>5. 生物工学発明の除外及び例外</p> <p>...</p> <p>5.3 例外の一覧(規則 28)</p> <p>生物工学発明の分野では、第 53 条(a)に基づき特許性が排除される次の一覧が規則 28 に列挙されている。この一覧は例示的かつ非網羅的なものであり、この技術分野における「公の秩序」及び「道徳」の概念を具体的に示すものと考えられている。</p> <p>規則 28 に関連する第 53 条(a)に基づき、次に関する生物工学発明について欧州特許は付与されない。</p> <p>(i) ヒトをクローン化する方法</p>	<p>的での応用、動物に痛苦を引き起こす恐れがあり、かつ人間或いは動物の医療に対しては実質的に益の無いような動物遺伝子の同一性を改変する方法といった上述の発明創造は、公序良俗に違反したものであり、専利権を付与することができない。</p> <p>3.1.3 公共利益に反する発明創造</p> <p>公共利益に反するとは、発明創造の実施又は使用により公衆或いは社会に危害をもたらすか、若しくは国と社会の正常な秩序に影響を与えるものを指す。</p> <p>【例えば】</p> <p>窃盗者の両眼を失明させる窃盗防止装置及びその方法など、他人の身体に障害を起こす又は財産の損害を手段とする発明創造に対しては専利権を付与することができない。</p> <p>発明創造の実施又は使用により、深刻な環境汚染や重大なエネルギー或いは資源の浪費、生態系の破壊、公衆の健康に危害をもたらすようなものは、専利権を付与することができない。</p> <p>専利出願の文字或いは図形が、国の重大な</p>	<p>当するとはできない。</p> <p>また、発明本来の有益な目的は達成されるが、その結果、公衆の衛生を害するおそれがある場合には、その害を除去する手段はあるかどうか、又はその効果のプラスマイナスを比較衡量することも必要であろう。</p>

欧州	中国	韓国
<p>この除外規定において、ヒトをクローン化する方法とは、胚の分割技術を含み、その者の生死にかかわらず他のヒトと同一の核遺伝子情報を有するヒトを創造するための方法と定義される (EU 指令 98/44/EC, 前文 41)。</p> <p>(ii) ヒトの生殖細胞系遺伝子同一性の変更方法</p> <p>(iii) ヒト胚の工業又は商業目的での利用</p> <p>出願の出願日においては、その製品が由来するヒト胚の破壊を伴う必要のある方法によって得られる製品を対象とするクレームは、その方法がクレームの一部でない場合であっても、規則 28(c)の規則に基づき特許性が除外される (G 2/06 参照)。</p> <p>この破壊が起こる時点は重要ではない。</p> <p>第 53 条(a)及び規則 28(c)に基づくヒト胚幹細胞に関連する主題の審査においては、次の点を参酌する必要がある。</p> <p>(a) クレームのカテゴリー及び表現だけではなく出願の全体的な教示、及び</p> <p>(b) 明細書中の、幹細胞培養物などの製品</p>	<p>政治事件又は宗教事件に係っており、公衆の感情又は民族的感情を傷付けるもの、若しくは封建迷信を宣伝するものは、専利権を付与することができない。</p> <p>ただし、濫用によって公共利益妨害の恐れが生じ得るような発明創造、若しくは積極的な効果を生じると共に、ある種の欠点ももつ発明創造、例えば人体に対してある種の副作用を持つ薬品については、「公共利益に反する」ことを理由に専利権の付与を拒絶することができない。</p> <p>3.1.4 専利法 5 条 1 項に一部違反する出願</p> <p>法律や公序良俗に違反し、又は公共利益に反する内容を含み、ほかの部分では適法である専利出願は、専利法第 5 条 1 項に一部違反した出願という。審査官はこのような専利出願を審査する場合、専利法第 5 条 1 項に違反した部分の削除など補正を出願人に通知するものとする。出願人が違法した部分の削除に同意しない場合は、専利権が付与されない。</p> <p>例えば、プレーヤーの点数が一定のところになると、機械からある数の金が出てくる「硬</p>	

欧州	中国	韓国
<p>が破壊を伴う、ヒト胚の使用によってのみ取得できるかどうかを確定するために関連する開示事項。この目的において、明細書の開示は、出願日の時点での技術水準の観点において考慮されなければならない。</p> <p>ヒト胚を工業又は商業目的で利用することの除外規定は、ヒトの胚に適用され、そのために有益である、治療又は診断目的での発明に影響を与えない (EU 指令 98/44/EC, 前文 42)。</p> <p>(iv) 動物の遺伝子同一性を変更する方法であって、ヒト又は動物に実質的な医学的利益を与えることなく苦しませるおそれがあるもの、及びその方法に由来する動物前述の実質的な医学的利益には、研究、予防、診断又は治療に関するあらゆる利益が含まれる (EU 指令 98/44/EC, 前文 45)。</p>	<p>貨投入式玉ゲーム機」という発明創造の場合、審査官は、金が出てくる部分の削除又は補正によって、単純な硬貨投入式ゲーム機にするように出願人に通知すべきである。さもなければ、創造性のある新しい技術方案であっても、専利権を付与することができない。</p> <p>3.2 専利法 5 条 2 項に基づき専利権を付与しない発明創造</p> <p>専利法第 5 条 2 項によると、法律や行政法規に違反して遺伝資源を獲得又は利用し、かつ当該遺伝資源に依存して完成された発明創造に対しては、専利権を付与しない。…</p> <p>9. 生物技術分野における発明専利出願の審査</p> <p>…</p> <p>9.1.1 専利法 5 条に準拠して保護を請求する客体に対する審査</p> <p>本部分第一章第 3.1.2 節において、専利法 5 条 1 項に規定してある専利権を付与してはならない生物技術に係わる発明のカテゴリーが挙げられた。それ以外、以下に掲げる状況も</p>	

	欧州	中国	韓国
		<p>専利法 5 条に規定してある専利権を付与してはならない発明に該当する。</p> <p>9.1.1.1 人間の胚胎幹細胞 人間の胚胎幹細胞とその作製方法は、専利法 5 条 1 項に規定してある専利権を付与してはならない発明に該当する。</p> <p>9.1.1.2 各形成及び発育段階にある人体 人間の生殖細胞や受精卵、胚胎及び個体を含め、各形成・発育段階にある人体は、いずれも専利法 5 条 1 項に規定してある専利権が付与されてはならない発明に該当する。</p> <p>...</p>	

※米国：対応する条文なし。

(参考) 第 101 条 発明は特許を受けることができる

新規かつ有用な方法、機械、製造物若しくは組成物、又はそれについての新規かつ有用な改良を発明又は発見した者は、本法の定める条件及び要件に従って、それについての特許を取得することができる。

特許審査便覧（第 8 版）第 700 章 出願審査

706.03(a) 特許法第 101 条に基づく拒絶

II. 有用性

有用性の欠如を理由とする拒絶は、永久運動を含めて、更に特定のな実施不能の理由を含む。有用性の欠如を理由とする特許法第 101 条に基づく拒絶は、発明が些末であり、詐欺的であり、又は公序良俗に違反するという理由を基礎としてはならない。次の事件参照。Juicy Whip Inc. v. Orange Bang Inc., 185 F.3d 1364, 1367-68, 51 USPQ2d 1700, 1702-03 (Fed. Cir. 1999)(「何年か前、(複数の)裁判所が賭博装置に関する特許を、それが道徳に反しているという理由で無効にした...ただし、それは今では、法律ではない...連邦議会は、特許関係諸法が合衆国の福祉権能、その用語が意味するところの、共同体の健康、良俗、治安、総合的福祉を増進させる権限に代えるよう意図したことは決してない...我々は特許法第 101 条には、発明が公衆の一部を愚弄する能力を有するということから、それは特許性を有さないと判断すべき理由を見出さない。」。...

第 2100 章 特許性

2105 特許を受けられる保護対象—生物

(中略)

クレームされている発明全体の最も広い合理的な解釈がヒトを包含する場合、そのクレームされている発明は法定の保護対象ではないとして特許法 101 条に基づき拒絶されねばならない。そのクレームされている発明は、さらに特許要件に関するすべての事項について審査されねばならず、特許法 102 条、103 条又は 112 条に基づき適用される拒絶もまた成されなくてはならない。

(仮訳の出典について)

欧州、米国：特許庁ホームページ

中国、韓国：独立行政法人日本貿易振興機構ホームページ (特許庁ホームページからリンク)